

加入されている皆さまへ ～

平成24年度から国民健康保険税(普通徴収)の納期が変わります

4・5月の暫定課税を廃止します

平成23年度までは、金融機関などの窓口での納付や口座振替などの普通徴収の場合、4月(1期)、5月(2期)に前年度の保険税年税額の10分の1ずつを暫定的に課税し、7月に1年間分の保険税額を確定したうえで、暫定課税との差額分を7月から2月までの納期で課税(本算定)していました。そのため、所得に大きな変動があった方は、1期、2期と3期以降で保険税額に大幅な増減が生じ、負担の偏りが出るなど、複雑で分かりにくいものになっていました。

平成24年度からはこのような暫定課税を廃止し、前年中の所得が確定する6月以降に保険税を決定することにしました。

この改正により国民健康保険税の納期が次のように変わります。

■平成23年度まで

| | 暫定課税 | | | 本算定 | | | | | | | | |
|----|------|----|----|-----|----|----|-----|-----|-----|----|-----|----|
| 納期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 期別 | 1期 | 2期 | — | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 | — |



■平成24年度から

| | 本算定 | | | | | | | | | | | |
|----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 納期 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 期別 | — | — | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期 | 6期 | 7期 | 8期 | 9期 | 10期 |

※支払回数に変更はありません

暫定課税廃止に伴う影響

- 年税額の影響はありません
保険税年税額の計算は、平成23年度以前と変更ありませんので、年税額の影響はありません。
- 保険税額が分かりやすくなります
年度ごとの保険税を1回の計算で決定します。保険税額を納期数で割った金額が1回あたりの納付金額なので、納期ごとの金額の変動が少なくなります。
- 通知が年1回になります
4月と7月の年2回お送りしていた納税通知書が6月の1回のみとなります。ただし、所得や加入者数の変動がある場合は再度通知します。
- 特別徴収の方は別になります
特別徴収(年金からの天引き)の方はこれまでと同じ年6回(4・6・8・10・12・2月)の納付になります。

<問合せ> 粕屋町総合窓口課 国保年金係
☎092-938-2311 内線 445・447

～ 粕屋町の国民健康保険に

新しい国民健康保険被保険者証(保険証)を発送します

現在お使いの保険証は、平成24年3月31日に有効期限を迎えるため使用できなくなりま
すので、新しい保険証を3月中に簡易書留郵便でお送りします。

※保険税に未納がある世帯は更新の手続きのため、役場に来ていただく必要があります。

今回の有効期限は、事務処理上1年4か月分の **平成25年7月31日** までとしてい
ますのでご注意ください。次回の更新から8月1日が更新日となり、有効期限は8月1日か
ら7月31日までの1年間に戻ります。

平成24年度から保険証がカード型に変わります

今までは、世帯で一枚の保険証をご利用いただいていたましたが、平成24年4月1日からひ
とりに一枚ずつのカード型(折りたたみ式)になります。大きさも免許証などと同じになり
ました。

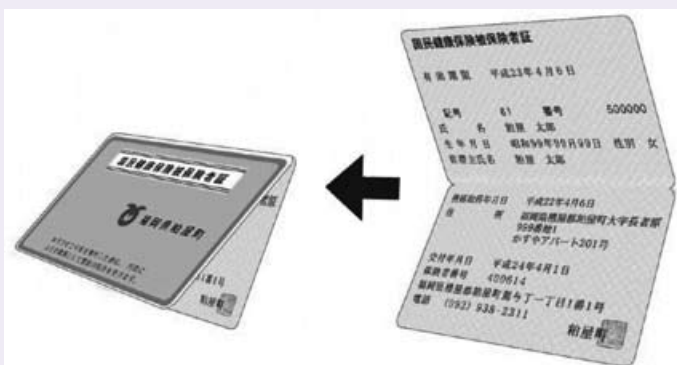
■ ひとりに一枚のカード化により便利になります

- ⇒ 家族がそれぞれ保険証を持つことができ、家族が同時に病院にかかるときに便利です。
- ⇒ 免許証などと同じ大きさになりましたので、財布などに入れることができ、携帯しやすくな
りました。

■ 保険証の紛失にご注意ください

- ⇒ サイズが小さくなり、持ち運びは便利になりますが、個人情報に記載されていますので、紛
失には十分ご注意ください。

保険証見本



- 送付された台紙の矢印部分からゆっくり保険証をはがして、氏名などの印字された面を内側にし、二つ折りにしてお使いください。
- 保険証の氏名などの印字された面に、偽造防止のため、コピーをすると「複写」と文字が浮かび上がるように加工処理を施しています。

収納課からのお知らせ

平成24年度の町税の納期は以下のとおりです。(国民健康保険税の納期が変わります。)

| 納期月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|-----|----------------|-----------------|------------------|-----------------|---------|-----------------|------------|---------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 税目 | 固定資産税 軽自動車税 | 町県民税 国民健康保険税 | 固定資産税 国民健康保険税 | 町県民税 国民健康保険税 | 国民健康保険税 | 町県民税 国民健康保険税 | 国民健康保険税 | 国民健康保険税 | 町県民税 国民健康保険税 | 固定資産税 国民健康保険税 | 町県民税 国民健康保険税 | 固定資産税 国民健康保険税 |
| 期別 | 第1期 全期 | 第1期 第1期 | 第2期 第2期 | 第2期 第3期 | 第4期 | 第3期 第5期 | 第3期 第6期 | 第7期 | 第4期 第8期 | 第4期 第9期 | 第10期 | |

税金の納付が遅れ滞納すると・・・

収入や財産があるのに納めない悪質な滞納者には、納付している方との公平性を保つため、差押え(滞納処分)を行います。

また、勤務先などへの給与照会や銀行などへの預貯金調査、不動産などの財産調査は、法律の定めにより行います。病気や失業、経営状況の悪化などやむを得ない事情で納付が困難になった方は、納期内に収納課に連絡し、納税相談をしてください。生活状況などをお聞きし、調査の上、分割納付などの徴収の猶予を行うことができます。ただし、虚偽の内容の申出や計画通りの納付の不履行があった場合は、滞納処分の対象となります。

納付が困難になる事情が発生したら、そのまま放置せず、すぐに収納課までご相談ください。

滞納 Q&A (よくある質問)

Q 町税(国保税)を納め忘れていて、納期限が過ぎてしまいました。このままにしておくとうなりますか？

A 納期限から約20日後に督促状を送付します。督促状の到着後10日を経過してそれでも納付がない場合、納期限までに納めた人との公平を保つため、財産の調査や勤務先への給与照会などを行い、財産(不動産・給与・預貯金・生命保険など)の差押えを行い、滞納している税金に充てる手続を進めます。
なお、納期限の翌日から法律に定められた延滞金が加算されます。

Q 町税(国保税)を滞納していることは分かっていますが、ほかの借金などの支払いがあり税金の納付ができません。

A いろいろなご事情がおありでしょうが、ほとんどの方は納期限内に納められています。また、法律により「税金はすべての債務に優先する。」と定めてあり、個人的な借金債務より税金が優先されます。

Q 本人の承諾もなしに財産(不動産、預貯金など)が差し押さえられた。このようなことが許されるのか？

A 法律では納期限が過ぎて、督促状が発送された後、10日を経過した日まで完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないことになっています。
この場合、法律上は本人に対して事前の連絡や承諾の必要はありませんが、自主納付をお願いするための、催告書や差押予告通知書を送付しております。それにもかかわらず納付や納付の相談がなかったために、財産の差押えを行ったものです。

平成22年度 町税(国保税)の滞納による滞納処分(差押え)実績 (単位:件)

| 不動産 | 自動車 | 債権等 | 生命保険 | 動産 | 合計 |
|-----|-----|-----|------|----|-----|
| 36 | 2 | 159 | 15 | 35 | 247 |

問合せ 粕屋町収納課

〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1 ☎ 092-938-0232(直通)

開庁時間:月曜日から金曜日(祝日、休日及び年末年始を除く)の午前8時30分から午後5時まで

重要

子ども手当の申請はお済みですか？

平成23年10月以降の子ども手当制度改正により支給要件などの変更が行われたことから、対象となるお子さんをもつ方に申請手続きをしていただいているところですが、まだ手続きがお済みでない方は速やかに手続きをお願いします。(平成23年10月1日時点で受給資格のある方は平成24年3月末までに申請をすれば、10月分から手当を受け取ることができます。)

1. 支給対象

中学校卒業まで(15歳に達した後最初の3月31日まで)の子どもを養育している方

2. 支給額

| 子どもの年齢 | 子ども手当月額 |
|----------------|----------------------------|
| 3歳未満 | 一律15,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 10,000円 (第3子以降は15,000円) |
| 中学生 | 一律10,000円 |

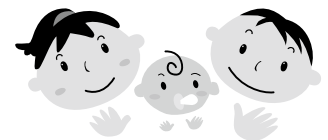


3. 支給時期

| | |
|---------|-----------------------------|
| 平成24年2月 | 平成23年10月～平成24年1月分 (4か月分) |
| 平成24年6月 | 平成24年2月～3月分 (2か月分) |

※ 子ども手当は、受給者名義口座への振り込みにより支給いたします。

今までの子ども手当と違うところは・・・



1. 子どもが日本国内に住んでいること

原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に子ども手当を支給します。

ただし、子どもが海外に留学している場合は、子ども手当を受け取ることができる場合があります。

2. 両親が離婚協議中で別居している場合は、子どもと同居している方を優先

父母が離婚協議中で別居している場合は、お子さんと同居している方に支給される場合があります。ただし、単身赴任の場合は、これまでどおり、子どもの生活費を主に負担している方に支給します。

3. 海外にいる父母が指定する人に支給

父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内に住む子どもを養育している人を指定すれば、指定された方に子ども手当を支給します。

子どもの住所のある市町村に「父母指定者指定届」を提出して、認定を受けてください。

4. 未成年後見人に支給

子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、未成年後見人に子ども手当を支給します。

5. 児童福祉施設の設置者、里親に支給

子どもが施設に入所している場合や里親などに委託されている(預けられている)場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに子ども手当を支給します。

●問合せ 粕屋町総合窓口課 子ども手当担当 ☎938-0215

ま ち の わ だ い

このコーナーでは、あなたのまわりの身近な出来事や話題を待っています。

電話で結構です。粕屋町協働のまちづくり課まで。

☎ 938-0173 FAX 938-3150

平成24年 粕屋町消防団 消防出初式開催

1月8日(日)、澄みきつた冬ののもと、多くの来賓や観客と、青木団長以下132名の消防団員により、平成24年の消防出初

式が執り行われました。団員の整然とした分列行進や勇壮な操法演習は、粕屋町を守ってくれるにふさわしく、また頼もしくもありました。

ご理解とご協力をお願いいたします。なお、出初式での表彰者は次のとおりです。(敬称略)

○福岡県消防協会表彰

永年勤続消防団員表彰

(15年以上表彰)

- 北脇 厚男(第1分団)
- 宮本 伸二(第2分団)
- 高木 繁徳(第4分団)
- 長 忠行(第4分団)
- 渡辺 剛(第6分団)
- 原 秀康(第7分団)
- 松元真一郎(第7分団)
- 中村 健治(第13分団)
- 黒瀬 哲(第1分団)
- 興 達也(第2分団)
- 井上 裕紀(第5分団)
- 後藤 航(第5分団)
- 井上 健允(第5分団)
- 松永 英信(第5分団)

1月6日(金)、粕屋町と国土交通省九州地方整備局は、「粕屋町における大規模な災害時の応援に関する協定書」に調印し、協定を取り交わしました。

この協定により、町内において大規模な災害が発生し、緊急を要する場合において、直接九州地方整備局に応援要請を行うことが出来るようになります。また、連絡を行うことが出来ない場合には、九州地方整備局の独自の判断で応援にかけつけていただくことが可能となりました。



被災状況の連絡や職員派遣などがスムーズに行われることで、より早い災害対応を図ることが出来るようになります。



新年のあいさつをする青木団長

○粕屋町長表彰

- 辻 辰也(第7分団)
- 伴 重昭(第9分団)
- 伴 竜一郎(第9分団)
- 斎藤 孝志(第10分団)
- 伊藤 善亮(第10分団)
- 山田 博久(第10分団)
- 白木 広信(第11分団)
- 小西 義浩(第11分団)
- 森下 大輔(第12分団)
- 安河内洋次(第12分団)
- 井上 陽平(第13分団)
- 橋本 康弘(本部分団)
- 優良消防団員表彰
- 前田 了(第2分団)
- 長 祥孝(第4分団)
- 長 崇史(第4分団)
- 柴田 茂幸(第10分団)
- 山口 良太(第10分団)
- 瓜生 智宏(第10分団)
- 末若 憲治(第10分団)
- 八尋 孝太(第1分団)
- 黒瀬 雄一(第1分団)
- 小西 順一(第11分団)

福岡粕屋ボーイズ 九州大会2年連続準優勝!!

10月10日(月祝)、リョーユーパン球場にて「第27回福岡県南支部秋季大会兼第27回日本少年野球九州大会支部予選」が開催され、福岡粕屋ボーイズ(フェニックス)が中学部で3位となり、九州大会出場を決めました。

「第27回日本少年野球九州大会」中学生の部は、11月13日(日)に福岡県内で行われ、惜しくも糸島のチームに敗れ、2年連続準優勝に輝きました。

九州大会では、福岡粕屋ボーイズから長谷川大^{だいすけ}将君(粕中2年・花ヶ浦区)と秦 慎一郎君(粕中2年・原町区)が優秀選手に選ばれました。

また、春夏の甲子園大会で福岡県代表として活躍された福岡粕屋ボーイズの28期生主将高城将人君(九州国際大付属高校野球部主将)が横浜DeNAベイスターズよりドラフト2位で指名されました。

12月24日(土)、福岡サンパレスにて高城君の壮行会が開かれました。

高城君のプロ球界でのご活躍を心よりご祈念申し上げます。

福岡粕屋ボーイズ



△九州大会で準優勝に輝いた福岡粕屋ボーイズの皆さん



△壮行会での高城俊人君(写真右)

344人の新たな門出を祝う

粕屋町成人式



成人者を代表して謝辞を述べる大橋香織さん



久しぶりの恩師との会話

平成24年粕屋町成人式が1月9日(日)、サンレイクかすやで開催されました。

今年は、町内で344人の新成人が誕生し、式典には真新しいスーツや羽織袴、色鮮やかな振袖姿の新成人268人が参加しました。

式典の中で、因町長から新成人の皆さんに「二十歳になり、これまで以上に規範ある行動が求められることとなりますので、人としての責任と自覚を持った行動をとっていただきたい。飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという強い意志を持ってください。」と激励のことばが贈られました。

新成人を代表して、戸原区の大橋香織さんが「今まで支えてくださった家族や地域の皆さまに、感謝の気持ちでいっぱいです。自分を見失わずに若者らしく、一日一日を大切にしながら社会に貢献できるように努力していきます。」と謝辞を述べられ、「二十歳になりお酒が飲めるようになりましたが、飲酒運転をしないことをここに誓います。」との決意も述べられました。

式典終了後も会場では、久しぶりに再会した旧友や恩師らと記念撮影をしたり、近況や思い出話をしたりと、晴れやかな笑顔に包まれていました。

新しい選挙管理委員 会委員・補充員 が決定しました

選挙管理委員会委員の任期満了に伴い、新委員長に案浦淳一さん(継続)、新しい委員には、川辺憲孝さん(継続)、梅元孝雄さん、藤正美さんが就任されました。

また、補充員として、山川清さん、西村久子さん、伴重隆さん、藤野剛さんが就任されました。

委員・補充員の任期は、平成23年12月26日から4年間です。その間、多くの選挙の執行に携わっていただくわけですが、明るい選挙の実現に向けご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、退任されます原富夫妻
員長、舟越軍司委員におかれましては、長年町の選挙の公正な執行にご精励いただき誠にありがとうございました。

～第32回粕屋町 人権を尊重する町民のつどい～

昨年の12月4日(日)にサンレイクかすやにて、人権を尊重する町民のつどいが開催されました。これは、すべての人々の人権が尊重され、だれもが安心して暮らせるまちづくりを目指したものです。このつどいには、小中学生が作成した人権やあいさつ運動に関する作文やポスター、標語の表彰式や、粕屋西小学校6年生の宝珠山体験活動の発表、粕屋中学校放送部が制作した「菌」をテーマにした映像などがありました。

今年も子どもから大人まで約440名とたくさんの方々が参加しており、今後も一人でも多くの町民が人権について考えることができたらと感じました。



粕屋西35周年記念剣道大会

昨年11月23日、粕屋西小学校体育館において、粕屋西剣友会創立35周年記念親善剣道大会並びに故 木原茂先生追悼剣道大会を開催しました。

これは、同剣友会の創立35周年を記念するとともに、創設者である木原先生が平成22年4月に亡くなられ、剣道チームを招待し、開催したものです。



△選手宣誓をする牟田くん

開会式では同剣友会小学生部主将の牟田隼人(小学6年)くんが元氣よく選手宣誓をし、小学生(低学年・高学年)から中学生までの個人戦と、少年の部及び一般の部の団体戦において約60人が参加し、



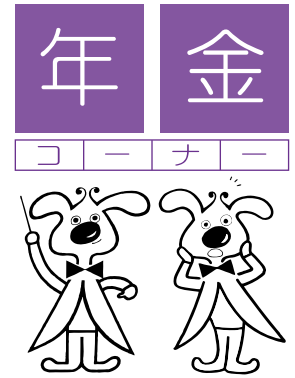
熱戦を繰り広げました。

成績結果は次のとおりです。

- 個人…小学生低学年の部
 - 優勝 酒井麻実(粕屋西剣友会)
 - 準優勝 内山花香(仲原剣友会)
 - 第3位 植月海翔(粕屋西剣友会)
 - 〃 武嶋 瑠(大川少年剣友会)
- 個人…小学生高学年の部
 - 優勝 納富竜司(粕屋西剣友会)
 - 準優勝 牟田隼人(粕屋西剣友会)
 - 第3位 大島芙美乃(粕屋西剣友会)
 - 〃 宮崎海弘(大川少年剣友会)
- 個人…中学生の部
 - 優勝 岩田卓巳(粕屋西剣友会)
 - 準優勝 納富友堂(粕屋西剣友会)
 - 第3位 西田崇道(粕屋西剣友会)
 - 〃 藤木 晃(仲原剣友会)
- 団体…少年の部
 - 優勝 粕屋西剣友会
 - 準優勝 大川少年剣友会
 - 敢闘賞 仲原剣友会
- 団体…一般の部
 - 優勝 粕屋西剣友会B
 - 準優勝 粕屋西剣友会A
 - 第3位 粕屋西剣友会C
 - 〃 仲原剣友会B

国民年金のしくみ

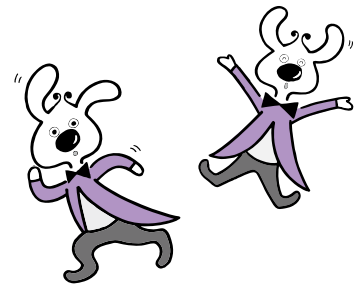
国民年金制度では、すべての人が共通の基礎年金を受けます。厚生年金や共済組合に加入した人は、基礎年金を国民年金から、給料に比例した上乘せの年金をそれぞれの年金制度から受けるようになっていきます。いわゆる二階建ての年金制度です。



| 国民年金の3つの柱 | ① 年をとったら(65歳になったら) | ② 病気や事故などで障がい者になったら | ③ 夫が亡くなったとき子のいる妻、又は子に |
|-----------|--------------------|---------------------|-----------------------|
| | 老齢基礎年金 | 障害基礎年金 | 遺族基礎年金 |

国民年金には国民全員が加入します

国民年金に加入しなければならない人は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人たちです。職業や収入を問わず加入します。



加入者は3つのグループに分けられます

だいいちごうひ ほけんしゃ
第1号被保険者

自営業者、農林漁業者、無職、自由業者、学生など

【保険料】

保険料は、ご自分で納めます。
納めた保険料は社会保険料控除として所得控除の対象になります。年末調整や確定申告の際、忘れずに申告してください。

だいにごうひ ほけんしゃ
第2号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者
厚生年金や共済組合に加入すると、自動的に国民年金にも加入したことになります。

【保険料】

保険料は、それぞれの年金制度から国民年金制度に支払われていますので、個人で納める必要はありません。

だいさんごうひ ほけんしゃ
第3号被保険者

厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者

【保険料】

保険料は、納める必要はありませんが、届出をしなければなりません。保険料は、配偶者の加入する年金制度がまとめて負担する仕組みになっていますので、配偶者の給料から天引きされることはありません。

●問合せ 年金ダイヤル ☎0570(05)1165 又は 東福岡年金事務所 ☎(651)7129
粕屋町総合窓口課 ☎(938)2311 内線 447

いちいちきゅうだより

柏屋南部消防本部で企画されたコーナーです。

◎火災から尊い命を守ろう!!

「全国秋の火災予防運動」が始まります。

統一標語 **消したはず 決めつけないで もう一度**

3月1日から7日までの1週間、春の火災予防運動が実施されます。

春先は空気が乾燥し、風の強い日が多く、小さな火でも大きく燃え広がるなど火災が発生しやすい条件が備わっています。

住民の皆さんに、防火防災に関する正しい知識と防災行動力を高めていただくことにより、火災の発生・拡大を防止し、尊い生命と貴重な財産を守ることを目的としています。

火災予防運動期間中、立入検査、消防演習など様々な行事が行われます。この機会に防火について考えてみませんか。

●実施機関 柏屋南部消防組合
消防本部、南部消防署、中部消防署、志免町・宇美町・須恵町・柏屋町・篠栗町・久山

町消防団、柏屋南部地域防災協会

※火災による死傷者や財産の損失を防ぐために、3つの習慣・4つの対策を心がけましょう。

※火災予防運動期間中、町内全域にわたり消防署・消防団では、防火を呼びかける巡回広報を行います。また、午前7時と午後9時にサイレンを1回鳴らします。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。



住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れる時は、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



平成23年中における火災、救急発生状況(柏屋南部消防組合消防本部管内)

火災発生状況

| | 志免町 | 宇美町 | 須恵町 | 柏屋町 | 篠栗町 | 久山町 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 平成23年中 | 7 | 7 | 7 | 7 | 9 | 5 | 42 |
| 前年比較 | -2 | -1 | 0 | -2 | 6 | 3 | 4 |

救急発生状況

| | 志免町 | 宇美町 | 須恵町 | 柏屋町 | 篠栗町 | 久山町 | 合計 |
|--------|-------|-------|-----|-------|-----|-----|-------|
| 平成23年中 | 1,984 | 1,466 | 956 | 1,557 | 963 | 415 | 7,341 |
| 前年比較 | 91 | 39 | -20 | 18 | -56 | 1 | 73 |

※ 消防本部管外に出場した件数は含まれていません。

消防職員の主張

第33回消防職員意見発表会を開催します。

日夜住民を災害から守っている消防職員、消防団員が災害現場で体験したこと、消防と地域社会との関わり、消防の将来像など、「消防防災に関すること」をテーマに意見を発表します。この機会に命がけて活動している、ファイヤーマンが日頃感じていることをぜひ、お聞きください。

●日時 3月11日(日) 午前9時30分から

●会場 宇美町中央公民館(糟屋郡宇美町平和1丁目1-1)

●発表者 消防職員6名・消防団員2名

●アトラクション 宇美町消防団員による消防太鼓を予定しています。入場は無料です。皆さまのご来場をお待ちしております。

●問合せ 消防本部総務課
☎(095)6388

粕屋町安全速報

～安全安心、まちづくり粕屋町～

高齢者運転免許証更新バス送迎事業実施中



運転免許試験場が遠距離にあるために、高齢者の方々は大変ご苦労されていらっしゃると思います。粕屋町では、皆さま方の負担が少しでも軽減されるよう、70歳以上の運転免許証の更新予定者を対象に町有バスでの送迎を実施しています。

町民の皆さまのご利用をお待ちしております。

1 実施期日

3月26日(月)、5月28日(月)、7月26日(木)、9月26日(水)、11月26日(月)
平成25年1月28日(月)、平成25年3月26日(火)

※運転免許証の更新期間が誕生日の前後1か月間の猶予期間があるので、2か月に1回の割合で実施しています。

2 参加資格

- 粕屋町に居住されていて、年齢が70歳以上の方(男女は問いません)
- 運転免許証を更新される方で、高齢者講習を受講済の方

3 参加申込要領など

(1) 申込方法

下記自動車学校で高齢者講習をあらかじめ受講し、窓口(受付)担当者に申込書を提出してください。

| 自動車学校名 | 住所 | 電話番号 |
|-----------------|----------------|-----------|
| 博多の森ドライビングスクール | 志免町王子1-28-16 | ☎935-6500 |
| 古賀自動車学校 | 古賀市千鳥5-4-5 | ☎942-5431 |
| レインボーモータースクール福岡 | 新宮町美咲1-5-53 | ☎963-1421 |
| 東福岡自動車学校 | 福岡市東区舞松原1-14-1 | ☎681-0835 |
| 福岡市自動車学校 | 福岡市東区下原5-884 | ☎681-2531 |
| はかた自動車教習所 | 博多区月隈6-21-8 | ☎504-3441 |

※申込用紙は、各自動車学校の窓口にあります。

※申込者の方が希望される日に受講者が多いことなどから、受講日を変更しなければならない日もありますので、余裕を持って申し込みをしてください。

(2) 参加定員

定員は、30名です。

参加者の決定は、後日電話などにより通知します。

4 集合日時・場所

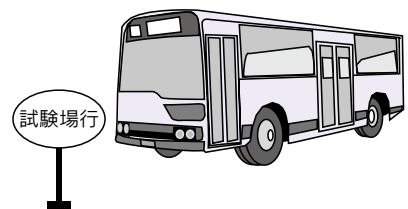
- ・日時 各実施期日の午後1時50分(午後2時出発)
- ・場所 粕屋町役場正面玄関付近

5 持ってくるもの

運転免許証、高齢者講習受講終了証、更新手数料(概ね4,000円程度)

6 問合せ

粕屋町協働のまちづくり課 ☎938-0173



お詫びと訂正

広報かすや1月号 P11の「粕屋町安全速報」の記事に誤りがありました。関係者の方には、深くお詫びし次のとおり訂正いたします。

囲み記事の受賞者中、九州管区警察局長・九州交通安全協会会長連盟表彰
誤 ・坂口壽夫
正 ・坂口壽美夫